

令和7年度(2025年度) 2歳児1年保育のご案内

2歳児1年保育は、認可保育園や地域型保育事業(以下「保育園等」といいます。)の利用が保留となっている、令和7年4月1日時点で満2歳のお子さんについて、最長、利用を開始した年度の3月31日まで、保育を行うものです。

通常の保育園等とは仕組みが異なります。以下の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

2歳児1年保育の実施概要

令和4年4月2日～令和5年4月1日生
2022年4月2日～2023年4月1日生

1 対象(利用申込みができる方)

利用開始日において、つぎの要件を全て満たす方

- (1) 練馬区内に住所を有し、集団保育が可能な令和7年4月1日において満2歳の児童
- (2) 保育園等の利用の申込みが有効であり、かつ、利用が保留となっていること
- (3) 認証保育所等を利用していないこと

※なお、保育園等に在園中で転園申込している方は、対象外です。

2 利用可能期間

令和7年4月1日から最長令和8年3月31日まで(月単位の利用)

※翌年度の継続利用は認められません。

※保育園等への入園が決まった場合には、保育園等の入園月の前月末日まで利用できます。

3 実施施設、実施時間および定員等

実施日(全施設共通) 月曜～金曜(土日、祝休日、年末年始を除く)。の11時間以内

※保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。

※延長保育はありません。

区分	施設名	住所	電話番号	実施時間	定員
幼稚園	区立北大泉幼稚園 (区立北大泉保育園分室)	大泉町 2-46-6	080-3541-3687	7:30-18:30	10名
保育園	区立石神井町さくら 保育園	石神井町 7-25-45	03-3997-0070	7:30-18:30	1名

※内定後の園の変更、2歳児1年保育同士での転園はできません。

裏面に続きます

利用料等

1 利用料等（利用料には給食費 6,000 円を含みます。）

- （1）毎月 1 日から末日までを単位とする月額定額制です。金額は、各月 1 日現在の利用区分に基づき適用されます。利用日数に関係なく、定額の利用料をお支払いいただきます。
- （2）各月の利用料は、指定の期日までに所定の方法によりお支払いください。
- （3）指定の期日までに利用料が納付されない場合、利用を解除することがあります。

利用区分	利用時間（1 日当たり）	月額利用料
短時間利用	8 時間以内の利用	35,000 円
標準時間利用	8 時間を超え 11 時間以内の利用	45,000 円

- ※生活保護受給世帯は、申請により免除となります。
- ※児童扶養手当受給世帯は、申請により上記金額から 10,000 円減額となります。
- ※「施設等利用給付認定」（保育の必要性の認定）を受けている住民税非課税世帯は、認定有効期間中は無償化の対象となります。
- ※第 2 子以降（住民税課税世帯）のお子さんは、第 2 子以降無償化の対象となります。
- ※利用料以外に、帽子等必要な実費が生じる場合は、施設からお知らせします。

2 給食の提供、食物アレルギーへの対応について

保育園は施設で調理します。食物アレルギーの対応は、施設にご相談ください。
幼稚園分室は本園で調理したものを搬入し、提供します。食物アレルギー・宗教食（お弁当対応含む）の対応は出来ません。

3 病気等により、配慮を要する児童の保育はできかねます。

必要書類、申込方法、日程など

1 必要書類、申込方法など

- (1) 2歳児1年保育利用申込書に必要事項を記入のうえ、保育支援係までご提出ください。
(オンライン申請、郵送可。締切日必着)。※総合福祉事務所ではお受けできません。
- (2) 申込みにあたっては、保育園等の利用申込み(教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書の提出)を行い、その申込みが有効期間内であることが必要です。
☞ 保育園等の利用申込みがまだの方や利用申込みの有効期間が満了した方は、必ず期日までに保育園等の利用申込みを行ってください。
- (3) 2歳児1年保育利用申込書の有効期限は、12月利用開始分までとなります。
- (4) 既に提出した2歳児1年保育利用申込書の希望施設を変更したい場合は、下記の申込締切日までに、2歳児1年保育利用申込内容変更届を保育支援係までご提出ください。

2 各月の申込締切日など

各月の申込締切日等は下記のとおりです。

5月～12月は、4月利用分で定員に達しない場合やその後空きが生じた場合に選考します。

定員の空き状況は、毎月区ホームページで更新します。

利用希望月	申込締切日 (受付時間 17 時 15 分まで)	内定予定日
令和7年4月1次	令和7年3月3日(月) ※保育園等2次申込締切日は2月21日(金)	令和7年3月13日頃 通知発送
令和7年4月2次	令和7年3月18日(火)	令和7年3月24日頃可否 に関わらず電話連絡
令和7年5～12月	各月の保育園等申込締切日と同日(※)	利用希望月の前月22日頃 可否に関わらず電話連絡
令和8年1～3月	お申込みできません。	———

(※)「令和7年度(2025年度)保育利用のご案内」P.15をご覧ください。

利用者の選考・内定、利用開始まで

1 利用者の選考・内定

- (1)「練馬区保育実施基準表」に従って保育指数と調整指数を合算した指数等に準じて選考します。
(定員に空きがない場合には、選考は行いません。)
- (2) 選考の結果、利用が内定した方に対し、保育課から通知します。

2 面接・健康診断、利用開始後の慣れ保育

- (1) 内定した施設で、指定する日時に面接・健康診断を行います。なお、利用開始月の初日までに面接・健康診断を受けない場合は、内定取消しとなります。
- (2) 面接・健康診断において、集団生活が困難と判断された場合には、利用できません。
- (3) 利用開始日から数日は慣れ保育を行うため、短い保育時間をお願いすることがあります。

利用上の注意

1 利用区分の変更

- (1) 短時間利用、標準時間利用を変更する場合は、変更する日の属する月の前月 20 日までに、お申し出ください。
- (2) 原則として、上記期限の経過後の利用区分変更はできません。
ただし、短時間利用区分の方が、月途中で 8 時間を超える保育を必要とした場合は、当該月から標準時間利用区分の利用料が適用されます。

2 利用の辞退・中止

- (1) 利用開始前に利用を辞退する場合は、速やかにお申し出ください。
- (2) 利用を中止する場合は、中止しようとする月の前月 20 日までにお申し出ください。
- (3) 月の途中で利用を中止する場合であっても、利用料全額をお支払いいただきます。

3 利用の解除

申し込まれている全ての方へ

- (1) 利用時間内の送迎が度々守られないなどの場合は、利用を解除することがあります。
- (2) その他、運営上支障がある場合、利用料が納付されない場合、利用を解除することがあります。
- (3) 退職した場合等、保育の必要性を認定できない事由が生じた場合は、利用決定を取り消し、または利用を解除します。
- (4) 引っ越し等で練馬区から転出した場合、翌日よりご利用できなくなります。ご注意ください。

下記項目に該当する方へ

【育児休業中で申込みされた方】

利用開始月末日までに復職しなかった場合や、元の勤務先に復職せず転職・退職した場合等は、利用を解除します。

【求職活動を理由に申込みされた方】

就労証明書を利用開始月から 3 か月後の月までに提出できない場合は利用を解除します。

【就労内定で申込みされた方】

就労開始証明書を就労を開始した日から 14 日以内に提出できない場合は利用を解除します。

4 減額、免除の申請

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯は、申請により減額あるいは免除になります。

「2 歳児 1 年保育利用料減額・免除申請書」と申請書記載の「上記理由を証明するもの」を提出してください。

☎ お申込み・お問い合わせ（総合福祉事務所では受け付けておりません。ご注意ください。）

練馬区 保育課 保育支援係 電話 03・5984・1491（直通）

受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分（土日・祝休日・年末年始を除く。）

〒176 8501 練馬区豊玉北 6-1 2-1（練馬区役所本庁舎 10 階）

☎ 空き状況の確認や申請書ダウンロード



☎ オンライン申請

